

2020 年度税制改正大綱 速報

Issue 153, December 2019

In brief

2019 年 12 月 12 日に、2020 年度(令和 2 年度)与党税制改正大綱が公表されました。主要な改正・見直し項目は以下のとおりです。詳細については、続報ニュースレターで別途お伝えします。

In detail

法人課税

1. 連結納税制度に代わるグループ通算制度の創設

- (1) 内国法人による 100%グループ法人間での損益通算を認めるグループ通算制度が導入され、令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。連結納税制度からの移行に関する経過措置等も講じられます。
- (2) グループ通算制度適用法人及び適用方法は、親法人及び各子法人が法人税の申告を行う点、青色申告の承認を前提とする点を除き、基本的に連結納税制度と同様とされ、適用法人は e-Tax による申告が義務付けられます。
- (3) グループ通算制度における、損益通算、欠損金の通算、投資簿価修正制度の他、グループ通算制度の開始・取りやめ、通算グループへの加入・離脱に伴う、欠損金の取扱いや時価評価の制度が新たに規定されます。
- (4) 受取配当等の益金不算入等の個別制度については、制度趣旨や事務負担等を勘案し、制度により、単体ベース又はグループベースでの適用とされます。
- (5) グループ通算制度への移行にあわせた単体納税制度(グループ法人税制)について、受取配当等の益金不算入制度、寄附金の損金不算入制度、貸倒引当金制度、資産の譲渡に係る特別控除額の特例の見直しが行われます。

2. オープンイノベーション投資その他の政策税制

- (1) オープンイノベーション投資促進税制の創設
 - ・ 特定事業活動(注 1)を行う対象法人が、所定期間に一定のベンチャー企業(注 2)の株式を出資の払込みにより取得し、特別勘定の金額として経理した場合に、当該金額の所得控除を認める制度が創設されます。
 - (注 1) 自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等
 - (注 2) 特別新事業開拓事業者として、経済産業大臣の証明を受けた法人
- (2) 5G 導入促進税制の創設
 - ・ 特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律(仮称)の認定法人(認定特定高度情報通信等システム導入事業者(仮称))が、所定期間に特定高度情報通信用認定等設備を取得し、事業供用した場合に、30%の特別償却と 15%の税額控除との選択適用ができる制度が創設されます。

(3) 大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除、給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度(平成30年度税制改正で改正された所得拡大促進税制)の適用要件における、投資額の要件が引き上げられます。

(4) 交際費等の損金不算入制度の適用期限が2年延長され、接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人からその資本金の額等が100億円を超える法人を除外した上で、その適用期限が2年延長されます。

3. 中小企業関連、地方創生等

(1) 交際費等の損金不算入制度及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が2年延長されます。

(2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象法人の見直しを行った上で、その適用期限が2年延長されます。

(3) 地方拠点強化税制について、適用要件及び優遇措置等を見直した上で、適用期限が2年延長されます。

4. 国際課税

(1) 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応措置の創設

- ・ 特定関係子法人(配当決議日に特定支配関係を有する法人)から受ける配当等の額が株式等の帳簿価額の10%相当額を超える場合には、その対象配当金額のうち益金不算入相当額を、その株式等の帳簿価額から引き下げる措置が創設されます。

(2) 外国子会社合算税制における部分合算所得の金額

- ・ 部分合算課税制度の対象となる受取利子等の額の範囲から、商品販売に際して取引先にユーザンスを供与した場合に受け取る利子の額が除外されます。

(3) 外国税額控除制度の控除対象外国法人税の額の範囲の見直しが行われます。

(4) 過大支払利子税制における対象外支払利子等の額から、外国法人の恒久的施設に支払われる一定の利子等の額が除外されます。

(5) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度等の見直しが行われます。

5. 納税環境整備その他

(1) 消費税の申告期限の特例(1か月延長)の制度が創設されます。

(2) 市中金利の実勢を踏まえ、利子税・還付加算金等の割合が引下げられます。

(3) 電子帳簿等保存制度の見直しが行われます。

(4) 国外財産調書制度等の見直しが行われます。

(5) 国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限の見直しが行われます。

(6) 会社関係制度の見直しを前提とした、役員給与制度等の見直し

- ・ 法人に対する役務提供の対価として交付される譲渡制限付株式の範囲が見直され、その譲渡制限付株式と引き換えにする払込み等を要しない場合の当該株式の収入金額の計算が見直されます。
- ・ 役員給与における過大な役員給与の判断基準のうち形式基準について、法人の株式又は新株予約権に係る限度額が新たに規定されます。
- ・ 業績連動給与の手續に係る要件が見直されます。

(7) 「時価の算定に関する会計基準」の導入に伴い、時価評価金額等の規定が見直されます。

所得税

1. 個人所得税関連

(1) 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例が創設され、国外中古建物から生ずる不動産所得の損失金額について、償却費に相当する部分の金額は生じなかったものとみなして計算されます。

(2) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、対象となる上場株式等の範囲が拡充される他、届出書等の書類の電磁的方法による提出が認められることとなります。

(3) エンジェル税制(特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)の対象となる法人の拡充等の見直しが行われます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
高野 公人

パートナー
鬼頭 朱実

パートナー
佐々木 浩

ディレクター
荒井 優美子

マネージャー
山田 盛人

マネージャー
朝倉 雅彦

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 276,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2019 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。